

関西空港会議場ご利用規約

関西空港会議場では、会議会場のご利用に関して下記のとおり規約を設けておりますので、予めご了承ください。

1. お取り決めについて

関西空港会議場が会議等のために会議会場の利用に関して締結する契約（以下会議等契約と称します）は、この規約によるものとし、この規約に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習によるものとさせていただきます。

2. お申し込みについて

関西空港会議場に会議等のお申し込みをされる場合は、次の事項をお申し出ください。

- ① 会議等の主催者名、住所及び会議名
- ② 会議等の開催日、及び開催時間
- ③ 会議等の人数、及び内容
- ④ その他の関西空港会議場が必要とする事項

3. ご契約の成立について

- (1) 会議等契約は、関西空港会議場がご契約のお申し込みを承諾し、申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。なお、申込金の額は会議等の内容により関西空港会議場より提示させていただきます。
- (2) 会議等契約が成立したときは、宴会见積金額を前払金として関西空港会議場が提示する日までに、現金又は 関西空港会議場指定口座への振込みにてお支払いをいただきます。
- (3) 前払金を関西空港会議場が指定した日までにお支払いいただけない場合は、会議等契約は取消とさせていただきます。この場合、別表に掲げるところにより取消料金を申し受けます。なお、申込金は取消料金を充当させていただきます。

4. ご契約のお取消について

- (1) お客様よりのご契約お取消について
お客様は関西空港会議場に通知のうえ、会議等契約をお取消することができます。お客様の都合により、会議等契約の全部又は一部をお取消される場合には、別表に掲げるところにより取消料金を申し受けます。
- (2) 関西空港会議場よりの契約取消について
関西空港会議場は、次に掲げる場合においては、会議等のお申し込みをお断りするか、又はすでにご契約いただいている場合でも、会議等契約を取消させていただく場合がございます。
 - ① お客様及び会議等への出席者が、法令又は公序良俗に反する行為をなされるおそれがあると関西空港会議場側が判断したとき、或いは他のお客様にご迷惑をおかけすると当関西空港会議場側が判断したとき。
 - ② 関係諸官庁より特別指示のあるとき。
 - ③ 会議等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ④ 天災又は施設の故障その他やむを得ない事情により、会議場を使用することができないとき。
 - ⑤ この規約に定める事項に違反されたとき、或いは違反されるおそれがあると関西空港会議場が判断したとき。

5. 会議時間と料金について

- (1) 会議会場等のご利用開始から終了までのご契約時間（以下会議時間と称します）は、料金表による所定の室料料金をお支払いいただきます。
- (2) 会議等の準備時間と撤去時間として会議時間の前後 1 時間は無料ですが、これを超過した場合は、超過時間に応じて料金表による所定の追加料金を申し受けます。ただし、次の会議会場の使用時間の関連でご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

6. 有料人数の確認について

料理等を用意する人数（以下、有料人数と称します）は、原則として会議等の開催日直前々日正午までにお知らせ願います。それ以降は全て手配が完了しますので、会議等の開催日の出席有料人数がご連絡いただいた有料人数より減少した場合でも、お見積りどおりの有料人数分の料金を申し受けます。

関西空港会議場ご利用規約

7. 装飾・余興等のお手配について

会議等に関連する装花・音響・照明・余興・レセプタント及び記念品等に付きましては、関西空港会議場指定取り扱い会社に手配させていただきます。お客様が関西空港会議場の指定する取り扱い会社以外の取り扱い会社に直接依頼される場合には、事前に関西空港会議場にご連絡いただき了解の後にご手配をお願いいたします。

8. 直接ご依頼の取り扱い会社に対する指示について

関西空港会議場の了解のもとに、直接お客様が依頼された取り扱い会社が行なう会議等に関連する装飾・余興等の機器の搬入・搬出、又は看板等のサイズやその取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定につきましては、関西空港会議場の美観・導線などを踏まえて一定のルールのもとに実施していただくよう、関西空港会議場がその取り扱い会社の方々にご指示申し上げますので、予めこの点ご了解いただきますようお願いいたします。

9. 損害賠償について

お客様及びお客様側の全ての関係者（出席者、お客様が直接ご依頼された取り扱い会社を含みます）は、関西空港会議場施設・什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。もし、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復等に関して関西空港会議場よりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理をされるか、又はその損害賠償金をお支払いいただきますようお願いいたします。

10. 会議場ご利用契約締結の拒否及び解除

当会議場では、次に掲げる場合において会議場利用契約に応じないものとします。また会議場利用契約を締結した場合は、契約を解除するものといたします。

- (1) 会議・宴席等にご出席するお客様の中に次の事由に該当するものがある場合
 - ・ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
 - ・ 暴力団または、暴力団員が事業活動支配する法人その他団体
 - ・ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するもののあるもの
- (2) 会議・ご宴席等に出席するお客様が法令または、公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合、またはこの規約に違反された場合。

11. 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮願います。

- ① 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類の持ち込み
- ② 発火又は引火性の物品等危険物の持ち込み
- ③ 悪臭を発するものの持ち込み
- ④ 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様に迷惑となるような言動
- ⑤ 備付品等の移動
- ⑥ お申し込み時の使用目的以外のご使用
- ⑦ その他法令で禁じられている行為

取消料

契約取消の通知を受けた日	取消料金
会議開催日の30日前まで	会議等の見積金額（サービス料除く）の20% ただし、すでに手配済みのものは実費を申し受けます。
会議開催日の7日前まで	会議等の見積金額（サービス料除く）の50% ただし、すでに手配済みのものは実費を申し受けます。
会議開催日の前日まで	会議等の見積金額（サービス料除く）の80% ただし、すでに手配済みのものは実費を申し受けます。
会議開催日の当日	会議等の見積金額（サービス料除く）の全額